

# エネトピア ガスサービス

## 重要事項のご案内

・本説明書はガス事業法にもとづき交付するものです。必ずご契約前にお読みください。

※本ご案内の記載情報は、2017年4月1日現在の情報です。

・ガスの供給および使用に関する契約(以下、「ガス使用契約」という)の詳細、最新のご案内については、事業所の窓口、または【ホームページ <http://www.enetopia.jp>】にてご覧ください。

### 供給条件説明書

#### 「ガスサービス」全般について

本書では、お客さまが鳥取ガス産業株式会社(以下「当社」という)にガス使用のお申込み、契約の変更をしていただくに当たり重要事項を説明いたします。詳しくはガス小売供給約款(以下、「小売供給約款」という)をご確認ください。

#### 1. ガス使用の申し込みおよびガス使用契約の成立

- (1) 当社によるガスの供給および使用に関する契約(以下、「ガス使用契約」という)を希望される方は、小売供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの受付場所は、当社の本社、支店、営業所、ショールームまたは当社の指定した特約店(以下「事業所等」という)といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (3) ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。
- (4) ガス使用契約の締結に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」という)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに戸別番号(供給地点特定番号)を記載します。

#### 2. ガスの使用開始予定日

当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。

- ① 引越し(転入)等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、ガス使用契約の成立後、お客さまのご希望する日からガスの供給をいたします。
- ② ガス使用契約を他の小売事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きが完了した日の後に到来する最初の検針日の翌日から供給を開始いたします。

#### 3. お客さまからの申し出によるガス使用契約の変更および解約

契約の変更および引越し(転出)等に伴う解約については、あらかじめ廃止期日を定めて、当社の事業所等まで通知していただきます。

#### 4. 当社からの契約の変更および解約

当社は、お客さまが次のいずれかに該当する事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、ガス使用契約を解約することがあります。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 当社とその他の契約(すでに消滅しているものを含む)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ 小売供給約款にもとづいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ その他、小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

#### 5. ガス料金の計算方法

- (1) ガス料金は、別添の料金表「ガス料金の計算方法について」および契約いただくガス料金メニューの約款によりガス料金を算定いたします。
- (2) ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります。(以下、「早収料金」といい、消費税等相当額を含む)調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- (3) お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に3%割り増した額(以下、「遅収料金」という)をお支払いいただきます。

#### 6. ガスの使用量の計量

- (1) あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- (2) ガス料金は、前回の検針および今回の検針におけるガスメーターの検針値により、その料金算定期間の資料を算定いたします。
- (3) 当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として「ガス使用量のお知らせ(検針票)」にてお知らせいたします。

#### 7. ガス料金のお支払い方法

- (1) 料金は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきますことがあります。

#### 8. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力および燃焼性のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示します。

規格	い号	
熱量	100.46 メガジュール	
ガス栓の出口における圧力	最高圧力	3.2 キロパスカル
	最低圧力	2.2 キロパスカル
液化石油ガスの成分	プロパンおよびプロピレンの合計量	90 パーセント以上
	エタンおよびエチレンの合計量	5 パーセント以下
	ブタジエン	0.5 パーセント以下

#### 9. ガス工事

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置および修繕していただきます。
- (2) ガスメーターを設置するとき、およびお客さまの申し込みにより供給管の位置変更を行うとき、これらに要する工事は、ご負担していただきます。

#### 10. お客さまの責任および協力のお願い

ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ① お客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- ② 災害その他不可抗力等により保安上必要と認める場合には、お客さまのガスの使用を制限または中止することがあります。
- ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き設置させていただきます。
- ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。
- ⑤ 必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置の場所へ立ち入らせていただくことがあります。
- ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。

#### 11. 約款の変更手続きについて

- (1) 当社は、小売供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売供給約款によるものとします。
- (2) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

ガス小売事業者

名称：鳥取ガス産業株式会社 ガス小売事業者登録番号：H0046

住所：鳥取市五反田町6

電話番号：0570-04-8822

平日・休日問わず 9:00～19:00

お問い合わせ先